



中国会計税務実務

2020年第16号

今回のテーマ：研究開発費用の追加控除及びハイテク技術企業の研究開発費用の範囲

近年、中国で研究開発センター（ハイテク技術企業を含む）を開設する企業が増えている。そこで、今回は優遇税制に係る研究開発費用とハイテク技術企業認定に係る研究開発費用のそれぞれの範囲について、簡易ながら以下の通り説明する。

主な内容：

	研究開発費用追加控除	ハイテク技術企業認定	備考
直接投資費用	研究開発活動に要する器具、設備の賃借料(オペレーティング・リース方式のみ)	研究開発活動に要する固定資産の賃借料(オペレーティング・リース方式のみ)	固定資産の範囲は器具、設備よりも広い。建物賃貸料は追加控除の対象とはならない点に注意。
減価償却費	研究開発活動に要する器具、設備の減価償却費	研究開発活動に要する器具、設備、建物の減価償却費	ハイテク技術企業認定では減価償却費（建物の減価償却費を含む）だけでなく、長期前払費用の償却費も研究開発費用として計上することが可能。
長期前払費用	--	研究開発施設の改築工事、改装工事、内装工事のために発生した長期前払費用	
委託研究開発費用	外部機関又は個人に研究開発業務を委託する場合には、当該委託費用の実際発生額の80%を委託研究開発費用として計上し、追加控除の対象とすることができる。ただし、国外委託研究開発費の追加控除額は、国内の適格研究開発費用の3分の2を超過してはならない。 また、国外委託研究開発費用は個人への委託費用を含まない。	外部委託研究開発費用は独立取引原則に基づき決定し、実際発生額の80%を委託研究開発費用として計上することができる。ここで外部委託研究開発費用とは国内外の機関又は個人に研究開発業務を委託し発生した費用をいう。	両者とも実際発生額の80%を研究開発費用に計上する要件が設けられている。ただし、ハイテク技術企業認定の場合、委託研究開発費用には国外の個人への委託費用も含むことができる。また、「外委託研究開発費用は、国内の適格研究開発費用の3分の2を超過してはならない。」としての制限はない。
その他関連費用	控除対象となる研究開発費の総額の10%を超過してはならない。	別段の定めがある場合を除き、控除対象となる研究開発費総額の20%を超過してはならない。	ハイテク技術企業におけるその他関連費用の制限割合は追加控除の制限割合よりも高い。
管理部門	税務局	科学技術部、財政部、税務総局の関連人員で構成されるハイテク技術企業認定機関	--
参考	財税〔2015〕119号 国家税務総局公告2017年第40号 財税〔2018〕64号	国科発火〔2016〕195号	--

お見逃しなく：

- ハイテク技術企業認定に係る研究開発費用の集計範囲は、優遇税制上の研究開発費用の範囲よりも広い。
- ハイテク企業は 15%の軽減税率により企業所得税を納付することができる。
- ハイテク技術企業資格を取得する場合、資格取得年度から優遇税制の適用対象となる。この場合、主管税務局において必要な備案手続を行わなければならない。
- ハイテク技術企業資格に制限が生じた場合であっても、再認定を受ける前までは、暫定的 15%の軽減税率で予定納税すれば足りる。この場合、年末までに資格の更新ができなかった場合、追加納税することとなる。
- 税務部門がハイテク技術企業の認定要件を満たさないことを発見した場合、軽減された企業所得税を追加納付する必要があるが、これだけではハイテク技術企業の資格自体は取り消されない。
- 税務部門がハイテク技術企業の認定要件を満たさないことを発見した場合、認定機関に再確認を要請することとなる。再確認の結果、ハイテク技術企業の要件を満たさないことが明らかとなった場合、認定機関は当該企業のハイテク技術企業の資格の取消を行うとともに、税務局に税金の追徴を要請することとなる。
- 追加控除対象：企業の新技術、新製品、新製造工程の開発のために発生する研究開発費用であり、無形資産を計上せず当期損益に計上する場合は、規定に基づき実際発生額を控除した上で、研究開発費用の 50%を追加控除することができる。また、無形資産を計上する場合には、無形資産の取得原価の 150%を償却することができる。（2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に、無形資産を計上せず当期損益に計上する場合は、規定に基づき実際発生額を控除した上で、研究開発費用の 75%を追加控除し、無形資産を計上する場合には、無形資産の取得原価の 175%を償却することができる。）

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com